



島根県報

令和6年2月16日（金）

号外 第 1 4 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（3件）	（道路維持課）	2
道路の供用開始（4件）	（ ” ）	5

告 示

島根県告示第114号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年2月16日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	431号	出雲市園町字山下1482番地先から同1475番2地先まで	前	メートル 7.70～ 10.50	メートル 156.50	道路改良工事 拡幅
			後	9.50～ 17.70	156.50	
県 道	斐川一畑大社線	出雲市園町字山下1482番地先から同1475番2地先まで	前	7.70～ 10.50	156.50	道路改良工事 拡幅
			後	9.50～ 17.70	156.50	

島根県告示第115号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年2月16日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	出雲平田線	出雲市武志町300番1地先から同202番2地先まで	前	メートル 5.30～ 12.30	メートル 506.00	出雲県土整備事務所 交通安全工事 拡幅
			後	6.28～ 12.30	506.00	

島根県告示第116号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年2月16日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
一般国道	191号	島根県益田市匹見町道川イ1027番23地先から同番26地先まで	前	メートル 24.08～ 40.68	メートル 89.50	益田県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後	24.08～ 44.09	89.50	

島根県告示第117号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年2月16日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	出雲市園町字山下1482番地先から同1475番2地先まで	メートル 156.50	令和6年 2月16日	出雲県土整備事務所	

島根県告示第118号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年2月16日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	大田桜江線	大田市大代町新屋1674番1地先から同1733番1地先まで	メートル 214.80	令和6年 2月16日	県央県土整備事務所大田事業所	

島根県告示第119号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年2月16日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	掛合大東線	雲南市掛合町掛合2748番1地先から同地先まで	メートル 9.60	令和6年 2月19日	雲南県土整備事務所	

島根県告示第120号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年2月16日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	柿木津和野停車場線	鹿足郡吉賀町福川582番4地先から同602番2地先まで	メートル 204.50	令和6年 2月16日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	